

議員提出議案第7号

議案第19号 平成26年度守谷市一般会計予算に対する附帯決議

上記の議案を別紙のとおり、守谷市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年3月20日 提出

守谷市議会

議長 松丸 修久 様

提出者 守谷市議会議員 末村 英一郎

賛成者 守谷市議会議員 青木 公達

〃 関口 有美重

〃 寺田 文彦

〃 川名 敏子

〃 又来 成人

平成 年 月 日 原案 決

議案第19号 平成26年度守谷市一般会計予算に対する附帯決議

記

政策、制度、計画等をつくり又は変更しようとするときは、守谷市議会基本条例における第4章市長等と議会の関係の第10条第1項の規定により、明確に分かりやすく説明するとある。

このことに鑑み、守谷市議会基本条例を遵守し、事業目的の設定及び制度のしくみについて、より丁寧かつ明確な説明責任を果たすよう求めるとともに、予算の執行については、要綱の整備などの制度づくりを行い、議会に対し十分な説明責任を果たしたうえで、予算を執行するよう求める。

平成 年 月 日

茨城県守谷市議会

提案理由（議員提出議案第7号）

提案の理由を申し上げます。

平成26年度より実施予定の新規事業「住宅リフォーム資金補助金交付事業」については、明確な実施要綱、補助金申請内容等が示されておりません。

また、補助金等審議会においても「公益性が希薄であり、効果の検証が確認できないため望ましくない」との結論が出されていると聞いております。

新規事業に関しては、特にメリット、デメリット、リスク回避等の丁寧な説明が必要であり、それらがなされておりません。

最終判断をする議会としては、それらの観点を考慮し、事業実施を行う際には、より丁寧な説明責任が果たされるべきと考えます。

本決議は以上の観点から、開かれた信頼されるまちづくりを目指すものであります。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。